

平成 18 年 12 月 14 日

「…体制作りのための提言事務局案」についての意見

武蔵野大学 小西聖子

提言案 1 ページ

- 犯罪被害者への途切れない支援のために、二次被害の防止が重要であることは論をまたない。しかし、そうだとすれば、二次被害を防止するために何か積極的な提言が必要ではないか？

「職業的に犯罪被害者等に接する者は、二次的被害を発生させても、反省し、その経験を次の機会に生かしていけばすむが…」とあるが、実際には、支援者が二次被害を与えていることを、自分では知らないままに、犯罪被害者が支援を求めなくなって、支援者には、ただ支援が中断したように見えているということがほとんどであり、二次被害を与えたことを気づけることは少ないと思われる。

連携のなかで被害者の苦情をフィードバックする仕組みが必要である。一方、犯罪被害者のさまざまな要望の中には、各機関がどのように努力しても、満たすことの出来ないものもあることも事実であり、相談を受ける側も誠実に努力すれ、安心して支援に取り組めるようにすることも必要である。

(案) 相談に伴って、フィードバックが出来るように、相談終了時あるいは中断時に、被害者から各機関の長等に宛てて、簡単なはがきや封書が送れる様にしたらどうか。(ホテルなどにある利用者からの評価を求める支配人宛てレターのイメージ)

利用場所、対応などの評価について 3 から 4 段階程度で匿名で(あるいは署名入りでも)簡単に記入でき、必要なら自由記述もできるようにしておく。これで二次被害が解決するとは思わないが、改善のきっかけにはなりえるのではないか。もちろん、このような情報を収集した後、その情報をきちんと扱うことが前提である。また施設の長等が、犯罪被害者支援に関して、十分知識をもっていることも必要な条件である。

犯罪被害者に渡す資料パンフレット等にこのようなはがき等をつけておくことも一案である。

【内閣府意見】

犯罪被害者等基本計画には、支援に携わる者に対する研修及び犯罪被害者等に対する配慮の充実等に係る施策が盛り込まれており、関係省庁において、ご指摘を踏まえた施策の実施が図られていくものと思料する。

4 ページ

- 犯罪被害者等に関する情報のガイドライン・犯罪被害者カードについて
医師としては、診断名や診療録のような医療に関する情報をカードに記載することを想像するので、それをさまざまな機関と共有するのは難しいし、危険がある、と考えてし

まう。被害に関する情報が、被害者本人にではなく、どこかに蓄積されるのであれば、それが本当に支援の範囲内に守られるかどうか不安を抱く被害者もいるだろう。しかし、犯罪被害者が何度も被害について繰り返し話させられるのはつらいことであり、それを避けることを考える必要がある、と言うことは納得できる。何らかの形でこの提案の趣旨を生かしたい。

誰がどのように発行し、どのような情報を載せるのか。例えば、母子手帳のイメージで、ということだったが、母子手帳は妊婦の ID としての役割と、妊娠や子どもの記録としての役割、さらに発達評価や親のガイドとしての役割も持っていると考える。このような多重の役割を持つことを期待するのか？あるいはもっと簡単な ID カード、利用者カードだと思えばいいのか。もう少し具体的に、例を出して案を示していただき、時間をかけて討議したい。

【内閣府意見】

いわゆる「犯罪被害者カード」に係る内閣府イメージは、別添参考 3 のとおりである。更にご議論いただきたい。